

# 平成27年8月からの 介護保険制度の改正について

介護保険の制度改正のうち、平成27年8月から変更になる点についてお知らせします。

## ◎介護サービスの利用者負担が変更となります。

(図1参照)

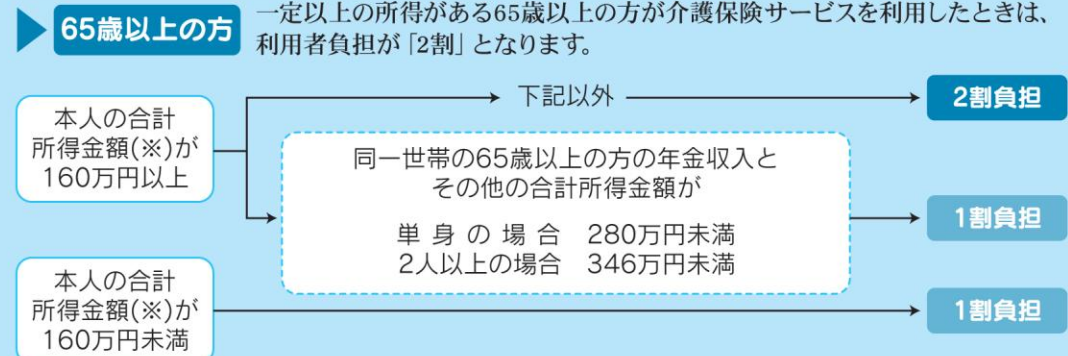
一定以上の所得のある65歳以上の方が介護保険サービスを利用した場合の利用者負担が、従来の1割から「2割負担」に変わります。介護認定を受けている方全員に、1割負担及び2割負担を記載した負担割合証を送付します。

## 「2割負担となる方」

- ・本人の合計所得金額が160万円以上の方
- ※ただし年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなります。



## 介護保険サービスの利用者負担を変更します (図1)



## ◎非課税世帯の施設利用に 対する食費・部屋代の 負担軽減が見直されます。

(図2参照)

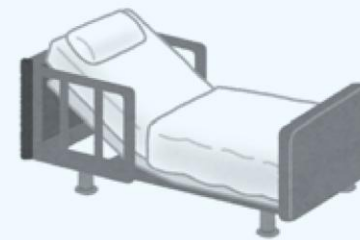
非課税世帯の方が施設サービスを利用された場合の食費・部屋代は、自己負担の上限が設けられており、その負担が軽減されていますが、給付を受けるための要件が追加されます。

【追加された要件】

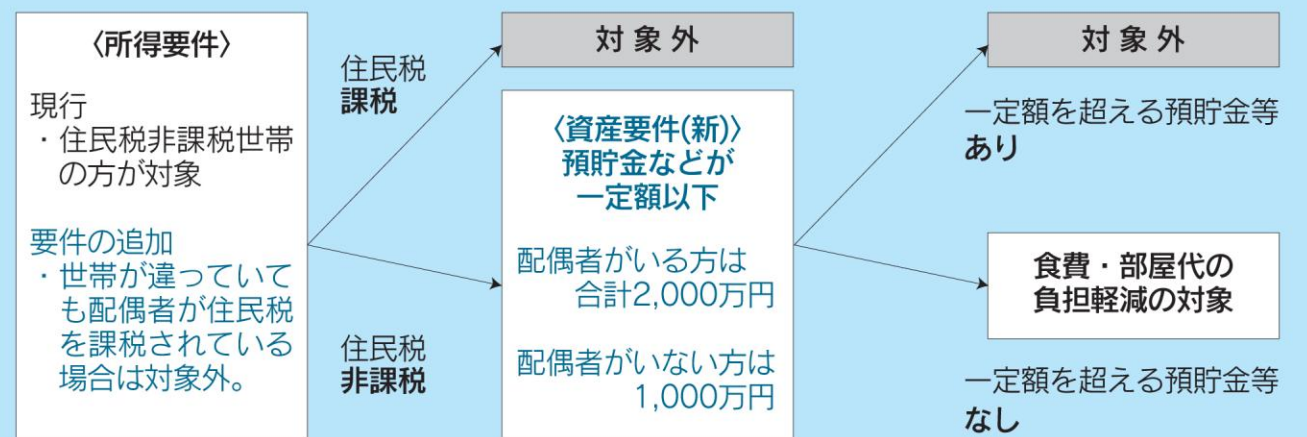
- ・世帯が違っても配偶者が課税されている場合は対象外となる
- ・預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合は対象外となる

●配偶者がいる方：合計2,000万円

●配偶者がいない方：合計1,000万円



## 〈食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ〉 (図2)



## ◎高額介護サービス費の基準額が変更となります。(表1参照)

介護サービスを利用した場合、月額負担が一定の額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費」の基準に新たに「現役並み所得相当」の区分が新設されました。

〔現役並み所得相当の限度額〕  
44,400円(月額)



(表1)

区分	自己負担限度額(月額)
〈新設〉 現役並み所得相当の方※	44,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	37,200円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護受給者の方など	15,000円(個人)

※同一世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる方。

ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、申請により「住民税課税世帯の方」と同様の限度額になります。

## ◎特別養護老人ホームの 相部屋代の負担が 見直されます。

見直されます。

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する方(ショートステイ利用者を含む)のうち、住民税課税世帯の方等については、新たに「室料相当」を負担していただくこととなります。

## ◎高額医療・高額介護 合算制度の限度額が 変更となります。(表2参照)

年間(8月~翌年7月)の介護保険サービス費と医療費の自己負担分(それぞれのサービス限度額適用後の自己負担)が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が変更されます。(70歳未満の人のみ)

(表2)

70歳未満の人の高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(年額/8月~翌年7月)		
所得(基礎控除後の総所得金額等)	平成26年8月~平成27年7月	平成27年8月~
901万円超	176万円	212万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円

# 臨時福祉給付金

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得が一定以下の方の生活への影響を軽減するために臨時的・暫定的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。

8月中旬に、該当すると思われる世帯に申請書を発送します。申請書等を、申請期間中に提出してください。なお、支給は指定された口座に10月以降順次振り込みます。

- ▶支給対象者 平成27年1月1日に大磯町に住居登録があり、平成27年度分町県民税が課税されていない方。ただし、課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者の方は対象外となります。(支給は1回限りです)
- ▶支給額 支給対象者1人について6,000円。
- ▶申請期間 平成27年8月17日(月)~平成28年1月18日(月)

## 振り込め詐欺や、個人情報の詐取にご注意ください!

給付金を口実とした不審な電話がかかってきた場合は、町役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

※「子育て世帯臨時特例給付金」の申請期限は、平成27年11月30日(月)までです。対象の方で、まだ申請がお済みでない方はお早めに手続きをお願いします。

問・申 福祉課 ☎内線303